



# 鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)  
号外第42号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (38) (審査課) ..... 2  
鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (39) (＃) ..... 7

= 公布された条例のあらまし =

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 一定の期間県内において業務に従事した場合等に貸付金の返還に係る債務を免除することができる資金に、将来県内において言語聴覚士の業務に従事しようとする者に対して貸し付ける資金を加えることとした。
- 2 専修学校等奨学資金について、借受者が生活困難のため貸付金を償還することが著しく困難である場合の返還に係る債務の免除制度を廃止することとした。
- 3 借受者が死亡したとき等に貸付金の返還に係る債務を免除することができる育英奨学資金の対象に、経済的理由により高等専門学校に修学することが困難である者を加えることとした。
- 4 進学奨励資金の返還に係る債務の免除制度を廃止することとした。
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 施行期日等
  - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 次の手数料等の徴収について定めること。(第1条、第4条、第14条関係)
  - (1) あん摩マッサージ指圧師等の施術所の届出をした旨の証明書の交付に係る手数料
  - (2) 第二種特定製品引取業者の登録等に係る手数料
  - (3) 温泉成分分析を行う者の登録に係る手数料
  - (4) 建築物空気調和用ダクト清掃業等の登録に係る手数料
  - (5) 総トン数5トン未満の漁船の測度に係る手数料
  - (6) 鳥取県産業技術センターに増設する起業化支援室の施設使用料
  - (7) 大型自動車等に係る免許証の有効期間の更新を受けなかった者が、免許の効力を失った日から起算して6月を超え1年を経過しない場合に受験する仮運転免許試験の適性試験に係る手数料等
  - (8) 大型自動車第2種免許等に係る技能検定員等の資格等を取得するための審査に係る手数料
  - (9) 自動車運転代行業の認定等に係る手数料
- 2 次に掲げる手数料又は使用料を廃止すること。(第1条、第8条関係)
  - (1) 小型船舶の船籍票の交付に係る手数料
  - (2) 鳥取県立みなとさかい交流館のマリンプラザ21の使用料
- 3 鳥取県立産業体育館、鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園、鳥取県立武道館及び

鳥取県立倉吉体育文化会館に係る施設使用料について、次のとおり改正を行うこと。(第3条、第6条、第12条、第13条関係)

- (1) 午前9時から午後6時まで及び午後6時から午後10時までの区分を廃止すること。
- (2) アマチュア・スポーツ活動及びアマチュア・スポーツ活動以外の活動の区分を廃止すること。
- (3) 100円未満の端数を切り捨てる等料金の簡素化を図ること。
- (4) 児童及び生徒の施設使用料を無料とすること。

4 鳥取県立農業高等学校の施設使用料について、3の(1)、(3)及び(4)の改正を行うこと。(第5条関係)

5 鳥取県営鳥取屋内プール及び米子屋内プールの一般利用に係る施設使用料について、1回当たり定額で利用できる制度(現行2時間を超える場合には、超過料金を徴する制度)に改めること。(第12条関係)

6 次に掲げる施設に係る児童及び生徒の施設使用料等を無料とすること。(第2条、第11条、第12条関係)

- (1) 鳥取県立童謡館
- (2) 鳥取県立大山青年の家
- (3) 鳥取県立船上山少年自然の家
- (4) 鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホール

7 栄養士の免許証の訂正事務に係る手数料を栄養士免許証の書換え交付事務に係る手数料とすること。(第1条関係)

8 県が管理する港湾の岸壁及び物揚場(鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を除く。)に係る使用料を、時間による区分を設けて徴収することとし、それぞれの時間区分の使用料の額を定めること。(第7条関係)

9 日野川工業用水道の1立方メートル当たりの給水料金(米子市石州府工業団地に係る区域に係るものを除く。)を引き上げること。(第9条関係)

10 県立高等学校の専攻科に係る授業料の納付方法について、毎月納付する方法(現行第1学期及び第2学期に分けて年2回納付する方法)とすること。(第10条関係)

11 その他所要の規定の整備を行うこと。

12 施行期日等

- (1) この条例は、平成14年4月1日から施行すること。ただし、1の(3)は温泉法の一部を改正する法律の施行の日から、1の(6)は規則で定める日から、8及び1の(8)は平成14年5月1日から、1の(7)及び(9)は、平成14年6月1日から施行すること。
- (2) 所要の経過措置を講ずること。
- (3) 知事は、9の給水料金について、この条例の施行後平成17年3月31日までの間に検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

## 条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第38号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
<p>県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同</p>	略	略	<p>県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉</p>	略	略

<p>じ。)に在学する者 で、将来県内におい て介護福祉士又は社 会福祉士の業務に従 事しようとするもの に対して貸し付ける 資金</p>			<p>士の業務に従事しよ うとするものに対し て貸し付ける資金</p>		
---	--	--	---	--	--

略			略		
<p>専修学校等奨学資金</p>	<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子弟等、専修学校又は各種学校に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>債務の全部又は一部</p>	<p>専修学校等奨学資金</p>	<p>1 借受者が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は長期間所在不明となったことにより貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p> <p>2 貸付金の償還時において、借受者（父母（直系尊属に限る。以下同じ。）と同居している場合にあってはその属する世帯、父母と同居していない場合であつて被扶養者であるときはその父母）が生活困難のため、当該償還すべき貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p> <p>債務の一部</p>
	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができることと認められる場合を除く。）。</p>			<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子弟等、専修学校又は各種学校に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	

略			略		
<p>県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定し</p>	<p>1 理学療法士等養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を取得し、かつ、</p>	<p>債務の全</p>	<p>県内における理学療法士及び作業療法士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は厚</p>	<p>1 理学療法士等養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に理学療法士又は作業療法士の免許を取得し、かつ、県内において</p>	<p>債務の全</p>

理学療法士等修学資金	<p>た学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大学の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p>	部	<p>理学療法士及び作業療法士修学資金</p>	<p>生労働大臣が指定した理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>理学療法士又は作業療法士の業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p>	部
	<p>2 略</p>	<p>3 第1号に該当する場合を除き、県内において修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事したとき。</p>	債務の全部又は一部		<p>2 略</p>	<p>3 第1号に該当する場合を除き、県内において修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上理学療法士又は作業療法士の業務に従事したとき。</p>	債務の全部又は一部
<p>4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき（保証人が貸付金を償還することができることを認められる場合を除く。）。</p>	<p>4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士又は作業療法士の業務に従事することができなくなったとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。</p>						
略	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受</p>		略	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受</p>	

育 英 奨 学 資 金	で高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金	けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)	債務の全部又は一部
	略		

育 英 奨 学 資 金	で、高等学校、大学又は専修学校に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金	けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)	債務の全部又は一部
	略		

進 学 奨 励 資 金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、高等学校、高等専門学校又は大学に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金	1 借受者が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は長期間所在不明となったことにより貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき。 2 貸付金の償還時において、借受者(父母と同居している場合にあってはその属する世帯、父母と同居していない場合にあっては被扶養者であるときはその父母)が生活困難のため、当該償還すべき貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
	略		

備考

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

備考

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に専修学校等奨学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例本則の表専修学校等奨学資金の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に進学奨励資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第39号**

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(66) 略</p> <p><u>(66の 2) あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第 9 条の 2 第 1 項の規定による施術所の届出をした旨の証明書の交付 1 件につき20,000円</u></p> <p>(67) 略</p> <p>(68) 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第 5 条第 1 項の規定に基づく<u>栄養士免許証の書換え交付 1 件につき3,200円</u></p> <p>(69) 栄養士法施行令第 6 条第 1 項の規定に基づく<u>栄養士免許証の再交付 1 件につき3,600円</u></p> <p>(70)～(77の 3) 略</p> <p><u>(77の 4) フロン回収破壊法第25条第 1 項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録 1 件につ</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(66) 略</p> <p>(67) 略</p> <p>(68) 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第 1 条第 1 項の規定に基づく<u>栄養士の免許証の訂正 1 件につき3,200円</u></p> <p>(69) 栄養士法施行令第 1 条第 2 項の規定に基づく<u>栄養士の免許証の再交付 1 件につき3,600円</u></p> <p>(70)～(77の 3) 略</p>

き4,000円

(77の5) フロン回収破壊法第28条において準用するフロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の更新 1件につき3,500円

(77の6) フロン回収破壊法第29条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録(フロン回収破壊法第32条第2項の規定による登録を除く。) 1件につき5,000円

(77の7) フロン回収破壊法第33条第1項において準用するフロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の更新 1件につき4,200円

(78)～(95) 略

(95の2) 温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録 1件につき42,000円

(96)～(105) 略

(106) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号から第7号までに掲げる事業 1件につき35,000円

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号に掲げる事業 1件につき45,000円

(106の2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく同項第6号に掲げる事業の登録 1件につき45,000円

(107)～(255) 略

(256) 削除

(78)～(95) 略

(96)～(105) 略

(106) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号から第5号までに掲げる事業 1件につき35,000円

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げる事業 1件につき45,000円

(107)～(255) 略

(256) 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号。以下「小型船舶令」という。)第2条第1項の規定に基づく船籍票の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 知事が船舶の検査を行う場合 1隻につき43,000円

イ 知事が船舶の検査を行わない場合 1隻につき8,600円



(257) 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第383号。以下「小型船舶関係整備令」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる小型船舶関係整備令第1条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号。以下「旧小型船舶令」という。）第3条第2項において準用する旧小型船舶令第2条第3項の規定に基づく船舶の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 全部の検査又は上甲板下全部の検査 1隻につき37,000円

イ その他の検査 1隻につき26,000円

(258) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第3条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行うとき。 1隻につき28,000円

イ 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行わないとき。 1隻につき4,300円

ウ その他の場合 1隻につき4,300円

(259) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 1隻につき4,300円

(260) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第5条第4項の規定に基づく船籍票の交付 1隻につき4,300円

(261) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第7条の規定に基づく船籍票の再交付 1隻につき4,300円

(262) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第7条の2第1項の規定に基づく船籍票の検認 1隻につき13,000円

(263) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき1,000円

(257) 小型船舶令第2条第3項（小型船舶令第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく船舶の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 全部の検査又は上甲板下全部の検査 1隻につき37,000円

イ その他の検査 1隻につき26,000円

(258) 小型船舶令第3条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行うとき。 1隻につき28,000円

イ 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行わないとき。 1隻につき4,300円

ウ その他の場合 1隻につき4,300円

(259) 小型船舶令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 1隻につき4,300円

(260) 小型船舶令第5条第4項の規定に基づく船籍票の交付 1隻につき4,300円

(261) 小型船舶令第7条の規定に基づく船籍票の再交付 1隻につき4,300円

(262) 小型船舶令第7条の2第1項の規定に基づく船籍票の検認 1隻につき13,000円

(263) 小型船舶令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき1,000円

(264) 小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)第1条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 総トン数3トン未満の漁船の実測を伴う測度 1隻につき8,200円

イ 総トン数3トン以上5トン未満の漁船の実測を伴う測度 1隻につき13,000円

ウ 総トン数5トン以上の漁船の測度

(ア) 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度 1隻につき37,000円

(イ) その他の容積の測度 1隻につき26,000円

(265) ~ (323) 略

2 略

(264) 小型船舶令第9条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度 1隻につき37,000円

イ その他の容積の測度 1隻につき26,000円

(265) ~ (323) 略

2 略

(鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
1 入館料		1 入館料	
区 分	金 額	区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円	個人 児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円	高等学校の生徒、 学生又は一般人	1人1回につき 250円
		団体(20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒
			1人1回につき 80円
		高等学校の生徒、 学生又は一般人	1人1回につき 200円
2及び3 略		2及び3 略	

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

改正前

別表(第7条関係)

別表(第7条関係)

1 施設使用料

1 施設使用料

(1) 体育館使用料

(1) 体育館使用料

区分			単位	金額	
専用 利用	営利を 目的と しない 場合	入場料その 他これに類 するもの (以下「入 場料等」と いう。)を 徴収しない とき。	全面1時間につ き	800円	
			大体 育館	2分の1面1 時間につき	400円
			小体 育館	3分の1面1 時間につき	200円
		入場料等を 徴収する とき。	大体 育館	全面1時間につ き	1,600円
			小体 育館	全面1時間につ き	300円
			大体 育館	全面1時間につ き	28,000円
	営利を 目的と する場 合	入場料等を 徴収しない とき。	小体 育館	全面1時間につ き	7,000円
			大体 育館	全面1時間につ き	40,000円
		入場料等を 徴収する とき。	大体 育館	全面1時間につ き	10,000円
			小体 育館	全面1時間につ き	70円
一般 利用	学生又は一般人	1人1回につ き	70円		

区分			単位	金額			
				午前9時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 10時まで		
専用 利用	アマチュ ア・スポ ーツ 活動	入場料その 他これに類 するもの (以下「入 場料等」と いう。)を 徴収しない とき。	全面1時間につ き	840円	2,550円		
			大体 育館	2分の1面1 時間につき	400円	1,270円	
			小体 育館	3分の1面1 時間につき	280円	850円	
			小体 育館	全面1時間につ き	210円	650円	
		入場料等を 徴収する とき。	大体 育館	全面1時間につ き	1,700円	4,060円	
			小体 育館	全面1時間につ き	390円	990円	
			営利を 目的と しない場 合	大体 育館	全面1時間につ き	11,380円	19,860円
				小体 育館	全面1時間につ き	2,780円	4,660円
	入場料等を 徴収する とき。	大体 育館	全面1時間につ き	17,100円	29,360円		
		小体 育館	全面1時間につ き	4,220円	7,440円		
	活動 以外 の活 動	営利を 目的と する場 合	大体 育館	全面1時間につ き	29,360円	50,270円	
			小体 育館	全面1時間につ き	7,300円	12,850円	
		入場料等を 徴収する とき。	大体 育館	全面1時間につ き	43,680円	75,960円	
			小体 育館	全面1時間につ き	11,090円	19,260円	
一般 利用	児童又は中学校の生徒		1人1回につ き	20円			
	高等学校の生徒		1人1回につ き	30円			
	学生又は一般人		1人1回につ き	70円			

(2) 会議室等使用料

鳥取県立米子産業体育館

(2) 会議室等使用料

鳥取県立米子産業体育館

区分			単位	金額
トレー ニング 室兼会 議室及 び中会 議室	営利を 目的と しない場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	740円
		入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	980円
	営利を 目的と する場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	1,490円
		入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	1,950円
小会議 室	営利を 目的と しない場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	290円
		入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	360円
	営利を 目的と する場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	570円
		入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	740円

区分			単位	金額		
				午前9時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 10時まで	
トレー ニング 室兼会 議室及 び中会 議室	営利を 目的と しない場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	740円	930円	
			入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	980円	1,220円
		営利を 目的と する場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	1,490円	1,870円
			入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	1,950円	2,440円
	小会議 室	営利を 目的と しない場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	290円	350円
			入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	360円	470円
		営利を 目的と する場 合	入場料等を 徴収しない とき。	1時間につ き	570円	710円
			入場料等を 徴収する とき。	1時間につ き	740円	930円

備考 略  
2及び3 略

備考 略  
2及び3 略

(鳥取県産業技術センター条例の一部改正)

第4条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1(第2条、第5条関係)			別表第1(第2条、第5条関係)		
1 施設使用料			1 施設使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
第1起業化支援室	1月につき	75,000円	第1インキュベート室	1月につき	75,000円
第2起業化支援室			第2インキュベート室		
第3起業化支援室	1月につき	72,500円	第3インキュベート室	1月につき	72,500円
第4起業化支援室	1月につき	142,500円	第4インキュベート室	1月につき	142,500円
第5起業化支援室	1月につき	4,000円	略		
第6起業化支援室					
第7起業化支援室					
第8起業化支援室					
第9起業化支援室					
第10起業化支援室					
第11起業化支援室					
第12起業化支援室					
第13起業化支援室					
第14起業化支援室					
第15起業化支援室					
第16起業化支援室					
略					
備考			備考		
1 起業化支援室の利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。			1 インキュベート室の利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。		
2 起業化支援室以外の施設の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。			2 インキュベート室以外の施設の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。		
3 略			3 略		
2 略			2 略		

(鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
(使用料の徴収) 第7条 前条の許可を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち学生又は一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。				(使用料の徴収) 第7条 前条の許可を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。					
別表(第6条、第7条関係) 1 施設使用料				別表(第6条、第7条関係) 1 施設使用料					
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料			
		単 位	金 額			単 位	金 額		
略				略					
体育館		1時間に つき	200円	体育館	午前9時から午後6時までの利 用	1時間に つき	280円		
				体育館	午後6時から午後10時までの利 用	1時間に つき	480円		
略				略					
国際 農業 交流 館	研修 室	研修 利用	略	研修 室	研修 利用	略			
		宿泊利用	1人1泊 につき		1,000円	宿泊 利用	児童又は中学校若 しくは高等学校の 生徒	1人1泊 につき	300円
	宿泊 室	洋室	1人1泊 につき	2,000円	宿泊 室	洋室	高等学校の生徒	1人1泊 につき	600円
		和室	1人1泊 につき	1,000円		和室	学生又は一般人	1人1泊 につき	2,000円
備考 略				備考 略					
2 略				2 略					

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第6条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					
別表第4 (第8条関係)					
1 施設使用料					
(1) 鳥取県立布勢総合運動公園					
区	分	単 位	金 額		
陸上競技場	グラウンド	一般利用 学生又は一般人	1人1回につき	160円	
		専用利用	1時間につき	1,900円	
	グラウンド	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき、 幼児、児童又は中学生若しくは高等学校の生徒(以下「生徒等」という。)	1時間につき	1,900円
			学生又は一般人	1時間につき	2,600円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき、 生徒等	1時間につき	9,900円
			入場料等を徴収するとき、 学生又は一般人	1時間につき	13,200円
	グラウンド	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき、	1時間につき	39,800円
			入場料等を徴収するとき、	1時間につき	53,100円
	屋内練習場	一般利用 学生又は一般人	1人1回につき	30円	
		専用利用	1時間につき	300円	
トレーニングルーム	一般利用 学生又は一般人	1人1回につき	110円		
	専用利用	1時間につき	600円		
略					
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき、 生徒等	1時間につき	1,700円
			学生又は一般人	1時間につき	2,300円
		プロ野球	入場料等を徴収するとき、 生徒等	1時間につき	3,500円
			学生又は一般人	1時間につき	4,800円
略					
第1補助競技場	グラウンド	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき、 生徒等	1時間につき	900円
			学生又は一般人	1時間につき	1,300円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき、 生徒等	1時間につき	4,900円
			学生又は一般人	1時間につき	6,600円
			入場料等を徴収しないとき、	1時間につき	19,900円
			入場料等を徴収するとき、	1時間につき	26,500円
第2補助競技場	生徒等	1時間につき	700円		
	学生又は一般人	1時間につき	900円		
略					
メインアリーナ	一般利用	学生又は一般人	1人1回につき	60円	
		専用利用	1時間につき	2,900円	
	メインアリーナ	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき、	全面1時間につき	1,400円
				2分1面1時間につき	900円
		3分1面1時間につき		700円	
		4分1面1時間につき		5,800円	
	専用利用	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき、	全面1時間につき	101,500円
				2分1面1時間につき	50,700円
	専用利用	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき、	全面1時間につき	145,000円
				2分1面1時間につき	145,000円

改正前					
別表第4 (第8条関係)					
1 施設使用料					
(1) 鳥取県立布勢総合運動公園					
区	分	単 位	使 用 料 金 額		
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	
陸上競技場	グラウンド	一般利用 児童又は中学校の生徒	1人1回につき	80円	
		高等学校の生徒	1人1回につき	110円	
	グラウンド	専用利用	学生又は一般人	1人1回につき	160円
			アマチュア・スポーツ活動	1時間につき	1,980円
		専用利用	アマチュア・スポーツ活動	1時間につき	2,650円
			アマチュア・スポーツ活動以外の活動	1時間につき	13,280円
	屋内練習場	一般利用 児童又は中学校の生徒	1人1回につき	10円	
		高等学校の生徒	1人1回につき	20円	
	トレーニングルーム	一般利用 児童又は中学校の生徒	1人1回につき	30円	
		高等学校の生徒	1人1回につき	70円	
野球場	一般利用 プロ野球以外の野球又はソフトボール	1人1回につき	1,790円		
	プロ野球	1人1回につき	2,370円		
第1補助競技場	グラウンド	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき、 生徒等	1時間につき	990円
			学生又は一般人	1時間につき	1,330円
		アマチュア・スポーツ活動以外の活動	入場料等を徴収するとき、 生徒等	1時間につき	4,960円
			学生又は一般人	1時間につき	6,640円
			入場料等を徴収しないとき、	1時間につき	6,640円
			入場料等を徴収するとき、	1時間につき	13,290円
第2補助競技場	アマチュア・スポーツ活動	生徒等	1時間につき	740円	
	アマチュア・スポーツ活動以外の活動	学生又は一般人	1時間につき	990円	
メインアリーナ	一般利用	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	20円	
		高等学校の生徒	1人1回につき	30円	
	専用利用	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき、	1人1回につき	60円
				全面1時間につき	2,910円
		2分1面1時間につき		1,450円	
		3分1面1時間につき		960円	
	専用利用	アマチュア・スポーツ活動以外の活動	入場料等を徴収するとき、	4分1面1時間につき	2,170円
				1時間につき	5,830円
	専用利用	アマチュア・スポーツ活動以外の活動	入場料等を徴収しないとき、	全面1時間につき	38,790円
				2分1面1時間につき	19,390円

鳥取県民体育館						
	サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき 2分1面1時間につき	700円 300円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,400円
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	24,500円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	35,000円
	トレーニングルーム	一般利用	学生又は一般人	1人1回につき	290円	
		専用利用		1時間につき	1,700円	
	略					
	多目的広場	生徒等		1時間につき	700円	
		学生又は一般人		1時間につき	900円	

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分	単 位	金 額			
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで		
あやめ池スポーツセンター	一般利用	学生又は一般人	1人1回につき	70円	
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。 2分の1面1時間につき	800円 400円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	1,600円
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	25,500円
	営利を目的とする場合		入場料等を徴収するとき。	38,400円	
	トレーニングルーム	一般利用	学生又は一般人	1人1回につき	110円
		専用利用		1時間につき	600円
	研修室		1時間につき	560円	
	東郷湖力ヌーセンター	カヌー艇庫	1艇1月につき	1,500円	
		研修室	1時間につき	540円	
テニスコート		1コート1時間につき	600円		
アーチェリー場		1射場1時間につき	400円		
屋根のある多目的広場	グラウンド	営利を目的としない場合	全面1時間につき	2,300円	
			2分の1面1時間につき	1,100円	
			3分の1面1時間につき	700円	
	専用利用	営利を目的とする場合	全面1時間につき	17,700円	
略					

備考

1及び2 略

3 鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次

鳥取県民体育館	アマチュア・スポーツ活動以外の活動	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	1時間につき	58,190円	101,810円	
			入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	101,810円	178,170円	
			入場料等を徴収するとき。	2分1面1時間につき	50,900円	89,080円	
	サブアリーナ	専用利用	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	750円	2,310円
				入場料等を徴収するとき。	2分1面1時間につき	370円	1,150円
		専用利用	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	10,350円	18,050円
				入場料等を徴収するとき。	1時間につき	15,530円	26,690円
	トレーニングルーム	一般利用	児童又は中学校の生徒	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	26,690円	45,690円
				入場料等を徴収するとき。	1時間につき	39,690円	69,050円
		専用利用	高等学校の生徒	入場料等を徴収しないとき。	1人1回につき	90円	
入場料等を徴収するとき。				1人1回につき	190円		
専用利用	学生又は一般人	入場料等を徴収しないとき。	1人1回につき	290円			
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,780円			
略							
多目的広場	アマチュア・スポーツ活動	生徒等	1時間につき	740円			
		学生又は一般人	1時間につき	990円			
	アマチュア・スポーツ活動以外の活動		1時間につき	4,980円			

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分	単 位	使 用 料					
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで				
あやめ池スポーツセンター	一般利用	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	20円			
		高等学校の生徒	1人1回につき	30円			
		学生又は一般人	1人1回につき	70円			
		専用利用	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。 2分の1面1時間につき	830円 410円	2,540円 1,260円	
	アマチュア・スポーツ活動以外の活動		入場料等を徴収するとき。	1,690円	4,050円		
	専用利用	アマチュア・スポーツ活動	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。 入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき 全面1時間につき	9,770円 14,610円	17,090円 25,550円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。 入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき 全面1時間につき	25,550円 38,400円	44,400円 67,340円
		トレーニングルーム	一般利用	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	30円	
				高等学校の生徒	1人1回につき	70円	
	専用利用	学生又は一般人	入場料等を徴収しないとき。	1人1回につき	110円		
入場料等を徴収するとき。			1時間につき	640円	810円		
研修室		1時間につき	560円	680円			
東郷湖力ヌーセンター	カヌー艇庫	1艇1月につき	1,540円				
	研修室	1時間につき	540円	660円			
テニスコート		1コート1時間につき	660円				
アーチェリー場		1射場1時間につき	450円				
屋根のある多目的広場	グラウンド	アマチュア・スポーツ活動	全面1時間につき	2,370円			
			2分の1面1時間につき	1,180円			
			3分の1面1時間につき	790円			
	専用利用	アマチュア・スポーツ活動以外の活動	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	全面1時間につき 全面1時間につき	5,920円 17,770円		
略							

備考

1及び2 略

3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、

に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1)及び(2) 略  
2 略

(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1)及び(2) 略  
2 略

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第7条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表第1(第5条関係)						別表第1(第5条関係)					
港湾施設の種類	区分			使用料		港湾施設の種類	区分			使用料	
				単 位	金額					単 位	金額
			外航船舶	係留時間が6時間以下の場合	3円				外航船舶		6円
				係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円50銭						
				係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円						
				係留時間が24時間を超える場合	6円に24時間を超える部分						
	鳥取港の商港区内			6時間までごと	1円		鳥取港の商港区内				



岸壁 及び 物揚 場	の7 号岸 壁及 び物 揚場 以外 の岸 壁及 び物 揚場 を使 用す る場 合	総ト ン数 が5 トン 以上 の船 舶を 係留 する とき。	外航 船舶 以外 の船 舶	総ト ン数 1ト ンに つき	係留時間 が6時間 以下の場 合	3円 15銭	50銭 を加 算し た額
					係留時間 が6時間 を超え12 時間以下 の場合	4円 72銭	
					係留時間 が12時間 を超え24 時間以下 の場合	6円 30銭	
					係留時間 が24時間 を超える 場合	6円 30銭 に24 時間 を超 える 部分 6時 間ま でご とに 1円 57銭 5厘 を加 算し た額	
略		略		略		略	
略							

備考

- 1 略
- 2 略

岸壁 及び 物揚 場	の7 号岸 壁及 び物 揚場 以外 の岸 壁及 び物 揚場 を使 用す る場 合	総ト ン数 が5 トン 以上 の船 舶を 係留 する とき。	外航 船舶 以外 の船 舶	総ト ン数 1ト ンに つき	総トン数1トン につき1係留		
					略		
					略		
					略		
略		略		略		略	
略							

備考

- 1 係留が24時間を超えるときは、24時間までご  
とに1係留とする。
- 2 略
- 3 略

3 略  
4 略  
5 略

4 略  
5 略  
6 略

(鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前						
<p>(利用の許可)                      第3条 交流館の会議室を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(措置命令)                      第5条 知事は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>交流館を利用する者</u>(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(利用許可の取消し)                      第6条 知事は、<u>第3条の規定による許可</u>(以下「利用許可」という。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。                      (1)~(5) 略</p> <p>(使用料の徴収)                      第7条 交流館の会議室の利用については、<u>1時間につき820円の使用料を徴収する。この場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間が1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。</u></p>	<p>(利用の許可)                      第3条 交流館の<u>マリンプラザ21又は会議室</u>を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(措置命令)                      第5条 知事は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>第3条の規定による許可</u>(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(利用許可の取消し)                      第6条 知事は、<u>利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</u>                      (1)~(5) 略</p> <p>(使用料の徴収)                      第7条 交流館の<u>マリンプラザ21又は会議室</u>の利用については、<u>別表に定めるところにより、使用料を徴収する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>別表(第7条関係)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区</th> <th style="text-align: center;">分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額			
区	分	金 額					

マリンプ ラザ21	個人	児童又は中 学校の生徒	1人1回 につき 100円
		高等学校の 生徒、学生 又は一般人	1人1回 につき 200円
	団体 (20人 以上のもの に限る。)	児童又は中 学校の生徒	1人1回 につき 80円
		高等学校の 生徒、学生 又は一般人	1人1回 につき 160円
会議室			1時間につ き 820円

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用  
時間に1時間未満の端数があるときは、1時間  
として計算するものとする。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県営企業の設置等に関する条例 (昭和41年鳥取県条例第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に  
対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1 (第7条関係)				別表第1 (第7条関係)			
1 給水料金				1 給水料金			
日野川 工業用 水道	区 分		金 額	日野川 工業用 水道	区 分		金 額
	1	米 略			1	米 略	
	2	1 基本料	基本使用 <u>18円</u>		2	1 基本料	基本使用 <u>15円</u>
	以外	金	水量1立 方メート ルにつき		以外	金	水量1立 方メート ルにつき
		特定料	特定使用 <u>18円</u>			特定料	特定使用 <u>15円</u>
		金	水量1立 (特別の 方メート 理由があ ルにつき るときは			金	水量1立 (特別の 方メート 理由があ ルにつき るときは

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">18円以下 で知事が 別に定め る額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">超過料 金</td> <td style="text-align: center;">超過使用 水量 1立 方メート ルにつき</td> <td style="text-align: center;">36円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略 2 略</p>				18円以下 で知事が 別に定め る額)		超過料 金	超過使用 水量 1立 方メート ルにつき	36円	略				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">15円以下 で知事が 別に定め る額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">超過料 金</td> <td style="text-align: center;">超過使用 水量 1立 方メート ルにつき</td> <td style="text-align: center;">30円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略 2 略</p>				15円以下 で知事が 別に定め る額)		超過料 金	超過使用 水量 1立 方メート ルにつき	30円	略			
			18円以下 で知事が 別に定め る額)																						
	超過料 金	超過使用 水量 1立 方メート ルにつき	36円																						
略																									
			15円以下 で知事が 別に定め る額)																						
	超過料 金	超過使用 水量 1立 方メート ルにつき	30円																						
略																									

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第10条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(授業料の納付方法)</p> <p>第4条 授業料(通信制の課程に係るものを除く。)は、前条に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ毎月22日(入学又は入園年度の4月分にあつては、5月22日)までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学若しくは入園又は復学若しくは復園をした場合の当該月分の授業料は、翌月の22日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、授業料は、前納することができる。</p>	<p>(授業料の納付方法)</p> <p>第4条 授業料(通信制の課程及び専攻科に係るものを除く。)は、前条に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ毎月22日(入学又は入園年度の4月分にあつては、5月22日)までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学若しくは入園又は復学若しくは復園をした場合の当該月分の授業料は、翌月の22日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>専攻科に係る授業料は、前条に定める額の2分の1に相当する額を、それぞれ第1学期分にあつては5月22日までに、第2学期分にあつては9月22日までに納付しなければならない。ただし、学期の中途に入学又は復学をした場合の当該学期分の授業料は、その事実の生じた日の属する月の翌月の22日までに納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、授業料は、前納することができる。</u></p>

(中途入学者等の授業料)

第5条 月又は年度の中途において入学、転学、留学、休学、復学、退学又は卒業をした者は、当該月分又は年度分の授業料を納付しなければならない。ただし、他の県立高等学校からの転入学の場合において、当該転入学前に既に当該月分若しくは年度分の授業料を納付しているとき、又は留学若しくは休学が月若しくは年度の全部にわたるときは、この限りでない。

2及び3 略

(既納の授業料等)

第8条 既に納付した授業料、入学料及び入園料並びに入学選抜手数料は、還付しない。ただし、第4条第3項の規定により前納した授業料については、この限りでない。

(中途入学者等の授業料)

第5条 月、学期又は年度の中途において入学、転学、留学、休学、復学、退学又は卒業をした者は、当該月分、学期分又は年度分の授業料を納付しなければならない。ただし、他の県立高等学校からの転入学の場合において、当該転入学前に既に当該月分、学期分若しくは年度分の授業料を納付しているとき、又は留学若しくは休学が月、学期若しくは年度の全部にわたるときは、この限りでない。

2及び3 略

(既納の授業料等)

第8条 既に納付した授業料、入学料及び入園料並びに入学選抜手数料は、還付しない。ただし、第4条第4項の規定により前納した授業料については、この限りでない。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区 分		金 額		区 分		金 額	
		宿泊する場合	宿泊しない場合			宿泊する場合	宿泊しない場合
学生又は一般人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円	高等学校の生徒		1人1泊につき 290円	1人1日につき 140円
	その他の者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円	一般人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円
					その他の者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円
2 略				2 略			
備考 この表において「青年」とは、 <u>満15歳以上満25歳未満の者(中学校及び高等学校の生徒を除く。)</u> 及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該団体の構成員をいう。				備考 この表において「青年」とは、 <u>満25歳未満の者及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該団体の構成員をいう。</u>			

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前											
別表第1(第4条関係) 1 施設使用料				別表第1(第4条関係) 1 施設使用料											
区分	単位	金額	使用料		区分	単位	金額								
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで							
一般利用	学生又は一般人	1人1回につき	150円		一般利用	1人1回につき	70円								
		1人1月につき	1,620円				1人1月につき	680円							
主道場	営利を目的としない場合	全面1時間につき	1,800円		学生又は一般人	1人1回につき		150円							
		2分の1面1時間につき	900円				1人1月につき	1,620円							
		3分の1面1時間につき	600円			全面1時間につき		1,810円	5,440円						
		4分の1面1時間につき	400円					2分の1面1時間につき	900円	2,720円					
		6分の1面1時間につき	300円			3分の1面1時間につき		600円	1,810円						
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,600円		4分の1面1時間につき	450円	1,360円							
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	63,000円		主道場	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	6分の1面1時間につき	300円	900円				
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	90,000円					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,620円 9,070円				
	専利用	入場料等	全面1時間につき	500円							アマチュアを目的と	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	23,580円 41,270円	

小道場 (1)	営利を目的としない場合	を徴収しないとき。	2分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,000円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	17,500円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	25,000円
小道場 (2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円
		入場料等を徴収するとき。	2分の1面1時間につき	200円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,000円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	17,500円
弓道場	近的		1時間につき	600円
	遠的		1時間につき	600円
相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,400円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	35,000円
略				

専用利用	小道場 (1)	ア・スポーツ活動以外	しない場合	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	36,280円	63,500円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	63,500円	111,130円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	94,340円	165,110円	
		アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	590円	1,790円	
			入場料等を徴収するとき。	2分の1面1時間につき	290円	890円	
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,190円	2,990円	
	小道場 (2)	アマチュア・スポーツ活動以外	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	7,790円	13,630円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	11,990円	20,980円	
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,980円	36,720円
		アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	31,170円	54,550円	
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	590円	1,790円	
			入場料等を徴収しないとき。	2分の1面1時間につき	290円	890円	
小道場 (2)	アマチュア・スポーツ活動以外	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	7,790円	13,630円	
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	11,990円	20,980円		
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,980円	36,720円	
	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	31,170円	54,550円		
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	590円	1,790円		
		入場料等を徴収しないとき。	2分の1面1時間につき	290円	890円		
弓道場	近的		1時間につき	640円	1,920円		
	遠的		1時間につき	640円	1,920円		

備考 略  
2及び3 略

別表第2 (第4条関係)

1 施設使用料

区 分		金 額		
個人 プール 一般利用	回数券 又は1 月利用 券によ らない で利用 する場 合	幼児	温水	1人1回につき 240円
			冷水	1人1回につき 160円
		児童又 は中学 校の生 徒	温水	1人1回につき 360円
			冷水	1人1回につき 250円
		高等学 校の生 徒	温水	1人1回につき 580円
			冷水	1人1回につき 400円
	学生又 は一般 人	温水	1人1回につき 730円	
		冷水	1人1回につき 500円	
	回数券 により 利用す る場合	幼児	温水	回数券11枚につき 2,410円
			冷水	回数券11枚につき 1,680円
		児童又 は中学 校の生 徒	温水	回数券11枚につき 3,670円
			冷水	回数券11枚につき 2,520円
		高等学 校の生 徒	温水	回数券11枚につき 5,880円
			冷水	回数券11枚につき 4,090円
	学生又 は一般 人	温水	回数券11枚につき 7,350円	
		冷水	回数券11枚につき 5,040円	
	回数券 又は1 月利用 券によ らない で利用 する場 合	幼児	温水	1人につき 1,600円
			冷水	1人につき 1,040円
児童又 は中学		温水	1人につき 2,400円	

相撲場	アマチュ ア・スポ ーツ活動	入場料等 を徴収し ないとき。	1時間 につき	780円	2,330円	
		入場料等 を徴収す るとき。	1時間 につき	1,570円	3,920円	
	アマ チュ ア・ スポ ーツ 活動 以外 の活 動	営利 を目的 としな い場合	入場料等 を徴収し ないとき。	1時間 につき	10,250円	17,930円
		入場料等 を徴収す るとき。	1時間 につき	15,700円	27,470円	
	活動 以外 の活 動 する 場合	営利 を目的 とする 場合	入場料等 を徴収し ないとき。	1時間 につき	27,590円	48,280円
		入場料等 を徴収す るとき。	1時間 につき	41,000円	71,750円	

略

備考 略  
2及び3 略

別表第2 (第4条関係)

1 施設使用料

区 分		金 額		
個人 プール 一般利用	回数券 又は1 月利用 券によ らない で利用 する場 合	幼児	基本利用	1人につき 240円
			超過利用	1人1時間につき 60円
		冷水	基本利用	1人につき 160円
			超過利用	1人1時間につき 40円
		児童又 は中学 校の生 徒	温水	基本利用 1人につき 360円
			冷水	基本利用 1人につき 250円
	冷水	超過利用	1人1時間につき 60円	
		温水	基本利用 1人につき 580円	
	高等学 校の生 徒	冷水	基本利用 1人につき 400円	
		冷水	超過利用 1人1時間につき 100円	
	学生又 は一般 人	温水	基本利用 1人につき 730円	
		冷水	基本利用 1人につき 500円	
	冷水	超過利用	1人1時間につき 120円	
		回数券 により 利用す る場合	幼児	基本利用
	超過利用			1人1時間につき 60円
	冷水		基本利用	回数券11枚につき 1,680円
			超過利用	1人1時間につき 40円
	児童又 は中学 校の生 徒		温水	基本利用 回数券11枚につき 3,670円
			冷水	基本利用 回数券11枚につき 2,520円
	冷水	超過利用	1人1時間につき 60円	
		温水	基本利用 回数券11枚につき 5,880円	
	高等学 校の生 徒	冷水	基本利用 回数券11枚につき 4,090円	
		冷水	超過利用 1人1時間につき 100円	
	学生又 は一般 人	温水	基本利用 回数券11枚につき 7,350円	
冷水		基本利用 回数券11枚につき 5,040円		
冷水	超過利用	1人1時間につき 120円		



1月利 用券に より利 用する 場合	校の生 徒	冷水	1人につき	1,680円	
		高等学 校の生 徒	温水	1人につき	3,920円
			冷水	1人につき	2,720円
		学生又 は一般 人	温水	1人につき	4,960円
	冷水		1人につき	3,360円	
	団体 (20 人以上の ものに限 る。)	幼児	温水	1人1回につき	180円
			冷水	1人1回につき	130円
		児童又 は中学 校の生 徒	温水	1人1回につき	290円
			冷水	1人1回につき	200円
		高等学 校の生 徒	温水	1人1回につき	460円
			冷水	1人1回につき	320円
		学生又 は一般 人	温水	1人1回につき	580円
			冷水	1人1回につき	400円
	専用利用	温水	1コース1時間につき	3,680円	
冷水		1コース1時間につき	2,580円		
略					
鳥取 県宮 米子 屋内 プー ルの トレ ーニ ング ホー ル	一般 利用	学生又は一般人	1人1回につき	70円	
	略				

備考

- 1 略
- 2 略
- 3 1月利用券の券面に記載された1月の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の使用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券により利用する場合の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 4 略

1月利 用券に より利 用する 場合	幼児	温水	基本利用	1人につき	1,600円	
		冷水	超過利用	1人1時間につき	60円	
			基本利用	1人につき	1,040円	
		児童又 は中学 校の生 徒	温水	基本利用	1人につき	2,400円
	冷水		超過利用	1人1時間につき	90円	
	校の生 徒	温水	基本利用	1人につき	1,680円	
		冷水	超過利用	1人1時間につき	60円	
	高等学 校の生 徒	温水	基本利用	1人につき	3,920円	
		冷水	超過利用	1人1時間につき	140円	
	学生又 は一般 人	温水	基本利用	1人につき	4,960円	
		冷水	超過利用	1人1時間につき	180円	
	団体 (20 人以上の ものに限 る。)	幼児	温水	基本利用	1人につき	180円
			冷水	超過利用	1人1時間につき	50円
	児童又 は中学 校の生 徒	温水	基本利用	1人につき	290円	
冷水		超過利用	1人1時間につき	70円		
高等学 校の生 徒	温水	基本利用	1人につき	200円		
	冷水	超過利用	1人1時間につき	50円		
学生又 は一般 人	温水	基本利用	1人につき	460円		
	冷水	超過利用	1人1時間につき	110円		
専用利用	温水	基本利用	1人につき	320円		
	冷水	超過利用	1人1時間につき	80円		
鳥取 県宮 米子 屋内 プー ルの トレ ーニ ング ホー ル	一般 利用	学生又は一般人	1人1回につき	70円		
		略				

備考

- 1 略
- 2 この表において「基本利用」とは2時間までの利用をいい、「超過利用」とは2時間を超えて利用する場合の当該2時間を超える時間における利用をいう。
- 3 略
- 4 略

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区 分			単 位	金 額			
体 育 館	専 用 利 用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円		
				2分の1面1時間につき	400円		
				3分の1面1時間につき	200円		
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,600円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,000円			
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,000円			
	一 般 利 用	学生又は一般人	1人1回につき	70円			
	大 研 修 室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,400円		
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,120円		
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,800円		
入場料等を徴収するとき。			1時間につき	6,240円			
営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	840円			
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,090円			
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,680円				
	入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,180円				
体 育 館	専 用 利 用	アマチュア・スポーツ活動	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	840円	2,550円	
				2分の1面1時間につき	400円	1,270円	
				3分の1面1時間につき	280円	850円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,700円	4,060円
		アマチュア・スポーツ活動以外の活動	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	11,380円	19,860円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	17,100円	29,360円
		一 般 利 用	児童又は中学校の生徒	1人1回につき		20円	
			高等学校の生徒	1人1回につき		30円	
			学生又は一般人	1人1回につき		70円	
		大 研 修 室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,400円	3,000円
	入場料等を徴収するとき。			1時間につき	3,120円	3,910円	
	営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,800円	6,010円	
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,240円	7,810円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	840円	1,050円	

小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	480円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	630円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	960円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,260円	
	教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	340円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	690円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	900円	

備考 略  
2及び3 略

中研修室	しない場合	入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,090円	1,360円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,680円	2,100円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,180円	2,730円	
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	480円	600円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	630円	780円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	960円	1,200円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,260円	1,570円	
	教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	340円	430円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円	560円
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	690円	870円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	900円	1,130円	

備考 略  
2及び3 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第14条 鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条の規定に基づく運転免許試</p>

免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 特定第1種運転免許 (普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第1種運転免許をいう。以下同じ。)又は第2種運転免許(大型自動車第2種免許及び普通自動車第2種免許を除く。)に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき4,400円
イ 略	略
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,100円
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,050円
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定	

試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 第1種運転免許(普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。)又は第2種運転免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行われる試験(以下「技能試験」という。)を技能試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき4,350円
イ 略	略
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,050円
(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定	

の適用を受けない場合		の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,400円	ア 技能試験を技能試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,400円
イ 略	略	イ 略	略
3 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		3 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許に係る試験	
(1)及び(2) 略	略	(1)及び(2) 略	略
4 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験			
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,100円		
(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合			
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき6,650円		
イ ア以外のとき。	1件につき4,450円		
5 仮運転免許に係る試験		4 仮運転免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,050円	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,000円
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,700円		
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安	1件につき4,400円	ア 技能試験を技能	1件につき4,250円

委員会が提供する 自動車を使用して 受けるとき。 イ ア以外のとき。	1件につき3,300円
---	-------------

試験を行う者が提 供する自動車を使 用して受けるとき。 イ ア以外のとき。	1件につき3,200円
--	-------------

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく  
検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める  
額

ア 大型自動車仮運転免許を受けている者に対す  
るもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して  
受けるとき 1件につき3,650円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき2,550円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対す  
るもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して  
受けるとき 1件につき5,300円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,300円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転するこ  
とができる自動車等の種類の限定の解除のための  
審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める  
額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受  
ける場合 1件につき2,800円

イ 略

(36) ~ (38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定  
に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞ  
れに定める額

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転するこ  
とができる自動車等の種類の限定の解除のための  
審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める  
額

ア 審査を行う者が提供する自動車を使用して受  
ける場合 1件につき2,750円

イ 略

(36) ~ (38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定  
に基づく審査 普通自動車に係るものにあつては  
1件につき20,500円、普通自動車以外の自動車に  
係るものにあつては1件につき14,750円(次の表  
の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額  
から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額	
	普通自動 車に係る もの	普通自動 車以外の 自動車に 係るもの
1 技能検定員として 必要な自動車の運転 技能の審査を免除さ れる者(3の項に掲 げる者を除く。)	3,950円	1,450円

2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	6,750円	2,450円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	11,650円	5,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,900円	2,200円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,900円	2,200円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,100円	4,750円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,950円	2,100円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,000円	2,050円

ア 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき  
 14,750円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を	2,450円

除く。)	
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	5,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,200円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,200円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,750円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,100円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,050円

イ 普通自動車免許に係るもの 1件につき  
20,500円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	3,950円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	6,750円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	11,650円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,900円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,900円
6 4の項及び5の項に掲げる審	4,100円



査細目のいずれをも免除される者	
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,950円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,000円

ウ 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,050円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	8,250円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,150円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,300円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,850円

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 普通自動車に係るものにあっては1件につき12,150円、普通自動車以外の自動車に係るものにあっては1件につき9,850円（次の表

の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額	
	普通自動車に係るもの	普通自動車以外の自動車に係るもの
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,350円	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,350円	4,000円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,250円	1,300円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,250円	1,300円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,600円	2,650円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円	1,200円

ア 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき  
9,850円(次の表の左欄に掲げる者である場合)

にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,000円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,300円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,300円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,650円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

イ 普通自動車免許に係るもの 1件につき  
12,150円(次の表の左欄に掲げる者である場合に  
あつては、その額から、同表の右欄に定める  
額を減じた額)

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	4,100円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,350円

4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,250円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,250円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,600円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

ウ 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,550円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	2,050円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	8,950円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,850円

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験区

ウ 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,550円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験区

分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,050円
(2) 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,000円
(2) 略	略
3 略	略

(43) 略

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請の経由事務 1件につき600円

(43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,000円

(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1～8 略	略

分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行われる試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,050円
(2) 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行われる試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき2,950円
(2) 略	略
3 略	略

(43) 略

(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1～8 略	略

8の2 <u>道路交通法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習</u>	1時間につき3,400円
9及び10 略	略
11 <u>道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</u>	
(1) <u>道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの</u>	1件につき700円
(2) <u>道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの</u>	1件につき1,050円
(3) <u>道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの</u>	
ア <u>国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの</u>	1件につき1,050円
イ <u>ア以外のもの</u>	1件につき1,700円
12 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u>	
(1) <u>小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u>	1時間につき2,050円
(2) <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u>	1時間につき1,500円

9及び10 略	略
11 <u>道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</u>	
(1) <u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの</u>	1件につき700円
(2) <u>(1)以外のもの</u>	1件につき1,700円
12 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u>	1時間につき2,100円

13 略	略	13 略	略
14 <u>道路交通法第108条の2第2項に規定する講習</u>			
(1) <u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしている</u> と認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、 <u>公安委員会規則で定めるもの</u>	<u>1回につき2,750円</u>		
(2) <u>道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの</u>	<u>1時間につき1,400円</u>		

(46) ~ (60) 略

(60の2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定 1件につき16,000円

(60の3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき1,900円

(60の4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え 1件につき2,100円

(61) ~ (68) 略

2 略

(46) ~ (60) 略

(61) ~ (68) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定 規則で定める日

(2) 第7条の規定並びに第14条中鳥取県警察手数料条例第2条第1項第39号及び第41号の改正 平成14年5月1日

(3) 第14条の規定 (鳥取県警察手数料条例第2条第1項第39号及び第41号の改正を除く。) 平成14年6月1日

(鳥取県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第7条の規定による改正後の鳥取県港湾管理条例(以下「新港湾条例」という。)の規定は、第7条の規定の施行の日以後に新港湾条例第3条第1項の許可を受ける者の当該許可に係る使用料について適用し、同日前に第7条の規定による改正前の鳥取県港湾管理条例第3条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している日野川工業用水道の供給(米子市石州府工業団地に係る区域に係るものを除く。)で、施行日から平成14年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る基本料金及び特定料金並びに施行日から平成14年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る超過料金については、第9条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例(以下「新県営企業条例」という。)第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 知事は、新県営企業条例別表第1に定める日野川工業用水道の給水料金について、この条例の施行後平成17年3月31日までの間に検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

(鳥取県警察手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る手数料については、第14条の規定による改正後の鳥取県警察手数料条例(以下「新警察手数料条例」という。)第2条第1項第45号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第24号)附則第11条の規定により運転免許試験の免除についてなお従前の例によることとされる者に対する運転免許試験に係る手数料については、新警察手数料条例第2条第1項第34号の規定にかかわらず、なお従前の例による。